

## 「東京都青少年健全育成条例改正案」に対する意見書

私たち京都精華大学国際マンガ研究センターは、京都国際マンガミュージアムを運営する立場として、また、京都精華大学マンガ学部とマンガ領域での研究活動を連携する組織として、マンガとこれに関する表現の自由の擁護に努め、表現者の権利や責任に関して思索し、その成果を国内外に発信してきました。

その立場から、今回東京都において検討されている「東京都青少年健全育成条例改正案」に対し、深い懸念を表明するものです。

今回の改正案に関して、本研究センターが問題とするのは以下の点です。

1) 「非实在青少年」という今回の改正案が提出する新概念は、その対象が不明瞭であり、恣意的に解釈される恐れがある。また、「非实在青少年」の性的描写が、即「不健全」であるとみなす根拠が薄弱であり、多くの作品がその内容にかかわらず「不健全図書」のレッテルを貼られる事態になりかねない。

2) 今回の改正案に至るプロセスを東京都青少年問題協議会の議事録などから判断する限り、当事者である表現者はもとより、出版関係者や専門家など、周囲の意見を十分に考慮したものであるとはみなしがたい。問題の本質は憲法で保障されている表現の自由に関わるものであり、十分なエビデンスと議論がないまま、このような規制が行われることには深い危惧を抱かざるをえない。

3) 今回の改正案は東京都条例の問題ではあるが、日本の出版社は東京に集中しており、マンガ、アニメに関するイベント等も多く東京で行われている。したがって、この改正案は東京都だけの問題ではなく、国内全体の表現に影響を及ぼす問題である。拙速な条例化によって日本の表現文化に禍根を残すべきではない。

なお、本研究センターは、児童に対する性的虐待や性犯罪の根絶に関する議論については、これを軽視する立場ではありません。ただし、この問題の本質は単純なものではなく、より慎重かつ開かれた議論の場とそのための時間を求めることから、本意見書を提出する次第です。

2010年3月13日

京都精華大学国際マンガ研究センター      センター長 牧野圭一  
同副センター長 ジャクリーヌ・ベルント  
同研究統括室長 吉村和真